

九州大学百年史 第2巻 : 通史編 II

九州大学百年史編集委員会

<https://doi.org/10.15017/1801798>

出版情報 : 九州大学百年史. 2, 2017-03-31. Kyushu University
バージョン :
権利関係 :

第2章 1950年代の学生生活と学生運動

第1節 1950年代の学生生活

(1) 学生生活の状況

住居問題と学寮

敗戦直後における学生の住居問題はきわめて深刻なものがあり、1946（昭和21）年10月1日までに学生部が調査しただけでも、約200名の学生が学内の集会所や教室に寝泊まりしていた。

このため九州大学は、1947年4月以降、それまでの学生寄宿舍（収容定員29名）に加えて、第一学生寮（収容定員35名）、第二学生寮（40名）、第三学生寮（19名）、津屋崎学生寮（18名）を新たに開設したが、これらはいずれも柔剣道場、第二学生集会所、学生診療所、および糟屋郡津屋崎町の流体工学研究所の一部を改築したものであった。またこれ以外に、九州大学が借り受け厚生部で斡旋している源泉寮（筑紫郡雑餉隈40名）、啓明寮（福岡市箱崎町原田22名）があった。

工学部裏の学生寄宿舍は、1926（大正15）年に建てられた木造平屋2棟で、6畳・8畳各10室あった。柔剣道場を改築した第一学生寮は、道場を板張りの壁で仕切っただけであった。津屋崎寮は流体工学研究所の3教室にベッドを持ち込んだだけというもので、大学まで電車で45分かかったが物置にまで学生が住んでいた。第二学生寮は、階上・階下に12畳の部屋が10室あり、1部屋に大体4名が居住していた。第三学生寮は、6畳の部屋が10室あった。

その後、1951（昭和26）年には、箱崎小松町の建物を借り上げて松原寮

(収容定員 42 名)が開設されたが、翌 1952 年には津屋崎学生寮が廃止され、1953 年には啓明寮と源泉寮も廃止された。1955 年 4 月には第一学生寮が廃止された。

第一分校の旧福岡高等学校の学而寮は、同校の廃止にともない第一分校寮として発足したが、1951 年に新制の学生が学部に進学すると、寮生大会を開いて、原則として第一分校生以外は入寮させないことを決議した。その後、学而寮は 1954 年から、田島の県立福岡女子大学の寮の敷地に移築され、1958 年には、全面的に取り壊された。1955 年 3 月には全国各大学にさきがけて女子寮が建設された。木造モルタル 2 階建て 14 室、収容定員は 28 名であった。

学生生活

戦前の九州帝国大学では、学生は 25 円から 30 円ぐらいで十分下宿生活を楽しめたといわれる。戦後は、1945 (昭和 20) 年末で、下宿代は最低 50 円、最高 100 円といったところであったが、3 食付きの下宿は少なく、2 食でも別に月に 5~6 升ぐらいの米の補給を要求されるものが多かった。しかし、下宿の賄いだけでは満足できず、100 円から 150 円ぐらいの外食費を必要とした。したがって授業料 (月額) その他を入れて月 200 円から 300 円の生活費が必要であった。敗戦直後は住居がないため帰学できない者もあり、食糧補給に田舎へ帰る学生もあって、学生の 3 分の 1 前後は常に欠席の状態であった。こうして 1945 年末からの冬季休業期間は、12 月 20 日から翌 1946 年 2 月 15 日までの長期間にわたった。

敗戦後しばらくして工学部本館地階に九州大学学生食堂が設立され、第一・第二・第三学生寮の寮生は主としてここで食事をした。さらに 1948 年 1 月 10 日に、旧東洋軒跡に学生食堂が開設されると、ただちに 200 名を越える学生が加入し、学生の自治食堂として好成績をおさめた。医学部では恵愛団の食堂が学生の賄いを取り扱うことになった。



図 6-11 『九州大学学生案内』(1949年)

1948年2月、学友会の社会部が法文学部学生を対象に行った学生生活の実態調査では、応答者279名中77.5%がアルバイトを希望しており、そのうち64%が生活費の全額、あるいは2分の1、3分の1をアルバイトで得ようとしていた。当時のアルバイトの職種としては、肉体労働の23.3%が事務筆耕と同率でもっとも高く、学生闇屋というのも6.6%あった。生活費を稼ぐためにアルバイトをしなければならない学生が多かったため、共済部発行の講義プリントに対する需要は急増した。アルバ

イト問題は、この時期の学生生活の破綻を集中的に表現するものであった(資料編I-349、pp.1009-1012)。

(2) 学生バッジと学生歌

1949(昭和24)年9月、学生バッジ図案公募が行われ、70人の学生から153点の応募があった。この図案審査について、大学側・学生側同数の委員からなる審査会が前後2回にわたって開かれ、実際にバッジを作成するなどして検討した結果、農学部農業土木学科学3年生の宗好秀の考案による図案に決定され、1950年2月7日の評議会で「学生制服制帽規定」を改正して、正式に着用を認めることになった。応募作品の画材としては、マツを図案化したものが多く、マツの木や葉をはじめとして、中にはマツカサやマツの皮

まであり、いかに九大学生がマツに固執しているかがうかがわれた。

九州大学には3つの学生歌と1つの応援歌があるが、そのうち学生歌は、1954年11月に最初の募集が行われ、学生歌選定委員会において佳作4篇を選考し、そのうち2篇について作曲募集が行われた。翌1955年3月、この2篇にそれぞれ準入選の作曲が付けられたものが、「松原に」および「聳えて高き」である。そして、以後毎年学生歌募集を行うことになっていたが、1958年3月に「春の讃歌」が出来、その後は応援歌の制定があっただけで、学生歌の募集は行われていない。

第2節 1950年代の学生運動

(1) 学友会の再編

学部自治会の成立

敗戦直後の混迷状態にあった学生たちは、荒廃した学園を復興し、学園の民主化をはかるため、徐々に活動を開始しはじめた。1945（昭和20）年11月には全学から有志学生が集まって大学文化の復興・確立をめざして興学会文化部を結成し、12月には学生大会を開いて学生自治体制および学生生活の確立、社会啓蒙運動の方策などが討議された。12月には法文学部の有志学生の呼びかけで社会科学研究会が設立され、機関誌の発行や各高専有志との連絡をはかるとともに、軍国主義を鼓吹した教授やいわゆる反動教授の追放に立ち上がった。つづいて唯物論研究会や法律研究会、政治研究会等が相ついで設立された。

東京大学や京都大学では学生の自治組織が結成され、九州大学でも自治委員会を結成しようとの気運は全学にみなぎってきた。こうしたなかで、1947年5月には、他の学部にさきがけて法文学部に自治委員会が成立した。そし

て翌1948年1月には工学部、2月には医学部、6月には理学部と、それぞれ学生自治委員会が成立し、同年全学自治委員会が発足した。

全国各大学の学生運動がはじめて統一されたのは、1947年2月、東京大学で開かれた第1回全国国立大学学生会議であった。このときは授業料値上げに対して不払い同盟を組織しようとの提案がなされたが、態度保留者が多数を占めていた。1948年に入ると、授業料値上げ反対運動と大学関係法案に対する反対運動が全国的規模でおこり、九州大学の学生運動もその一環に組み込まれていった。同年2月、国鉄運賃その他諸物価の急騰するなかで、政府は国立大学授業料の3倍値上げを決定した。当時、国立大学の授業料は、戦後120円であったのが600円になっており、それが一挙に1800円に値上げされることになったのである。国立大学学生自治会連盟（国学連）は第2回全国大会を開いて、授業料3倍値上げ反対、国鉄運賃値上げ反対、国立大学地方移譲案反対などを決定し、各大学の自治会は次々と反対決議を行った。

九州大学では各学部1名からなる授業料対策委員会を作って、滞納運動を進めることにした。文部省は5月20日、各高専・大学に値上げを通達し、九州大学ではこれにもとづいて学則の改正を行い、6月3日に告示した。さらに26日には学生に対して授業料値上げの趣旨を徹底させ、不払いに対しては学則にてらし処分をもって臨むことを明らかにした。対策委員会では授業料不払い同盟の結成を協議したが否決され、各学部の学生大会でも同様に否決された。授業料値上げの決定に伴い、授業料値上反対闘争は教育復興闘争の一環として再編され、文教政策全体に対する闘争に轉換された。

6月23日以降、国学連の指令のもとに全国的規模で大学・高専でストライキが展開され、6月26日には、法文学部と理学部数学科の学生が九州大学最初のストライキに入った。しかし、その内容はかなりゆるやかなものであった。評議会では、学生のスト行為について学生部長の報告をきくだけで処分は行わなかった。

一方、教員も他産業に比べて著しい薄給のもとで、満身に教育に専念する

ことができない状態が続き、大学高専教職員組合も組合員の待遇改善を要求してストライキを実施した。授業料値上げ反対運動は、新制大学設置途上に起こった国立大学地方委譲反対の教育復興闘争と重なって急激に高まり、全国114校、約20万人の学生が参加した。1948年9月には、これが発展して全日本学生自治会総連合（全学連）が結成された。加盟校は226校、約22万人といわれた。

こうした学生運動の盛り上がりに対し、文部省は1948年10月、「学生の政治研究、批判の自由は学校内外を通じて尊重されるべきだが、学園の政治的中立性を乱すような学校内の政治活動は許されるべきではない」との次官通牒を、国立私立大学・高専・師範学校長および地方長官に通達した。

学友会の再編

戦時中興学会に改組されていた学友会は、1948年4月に会則が改正されて学友会に改められた。さらに翌1949年3月末には、それまでの学友会と戦後の学生運動の高まりのなかで結成された自治委員会を統一した、新たな学友会の設立をめざす学友会規則案が作成され、6月25日の学友会総会で承認された（資料編Ⅱ-408、pp.188-193）。これによって旧学友会総務派と全学学生自治委員会派に二分されていた九州大学の学生自治組織は統一されることになり、1950年1月28日の代議員会において新役員が選出された。

新たに発足した学友会は、「強固なる自治の下に学問の自由を守り会員相互の親和、学芸の研鑽、身体の錬磨、生活の確保につとめ、そうして会員全般の発展向上を計る」ことを目的としており、会員は、九州大学の学生、選科生および附属医学専門部生徒からなる正会員と、入会を申し出た卒業生および選科終了者からなる賛助会員、九州大学総長、教授、助教授、専任講師、事務局長、学生部長、両部局の各課長、各部局事務長、および入会を申し出たその他の教職員、特別研究生、大学院学生、研究生からなる特別会員、それに学友会に功労のあった者の中から推薦される名誉会員とからなってい

た。

役員や組織については、総長を会長とし、各学部長を副会長とするのは従来と同じであったが、組織やその運営のあり方は学生の意見を取り入れるものに大きく変わった。組織は、代議員会を最高の意志決定機関とし、次の代議員会までの決議機関として中央常任委員会が置かれた。代議員は各学部および附属医学専門部ごとに基本数 20 名に加えて所属正会員 100 名に 1 名の割合で選出され、代議員会は 5 月・11 月・2 月に開催されることになっていた。中央常任委員は、代議員の中から各学部ごとに 6 名が選出された。

さらに代議員会および中央常任委員会の決定事項を執行する機関として中央執行委員会が置かれ、その事務機関として書記局が置かれた。中央執行委員会は、代議員会で選出された中央執行委員長 1 名、中央執行副委員長 2 名および中央執行委員 15 名で構成され、書記局には中央執行委員会で互選された書記長 1 名と書記若干名が置かれた。また、学友会の具体的な事業を行う組織として、庶務部、文化総部、体育総部、厚生総部、新聞部、調査統計部、保健部の総部および部が置かれた。このうち庶務部は各学部団体との連絡および他の総部に属さない同好会等の団体の事務的統轄を行い、文化総部は一般文化行事の企画運営や音楽部・美術部等の文化系各部および各種学術研究会・文化団体等の事務的統轄、体育総部は一般体育行事の企画運営および陸上競技部・野球部等の体育系各部の事務的統轄、厚生総部は一般厚生福利事業の企画運営および食堂部・アルバイト部の事務的統轄、新聞部は『九州大学新聞』に関する事業の企画運営、調査統計部は統計調査に関する事業の企画運営、保健部は疾病その他に対する相互扶助および健康一般の増進をはかるための保健事業の企画運営を行った。

学徒出陣により 1943 年 10 月で休刊となった『九州大学新聞』は、1948 年 3 月、第 270 号をもって復刊されたが、復刊に際しては、それまでの法文学部法文会による編集発行から、全学的な新聞会による編集発行に改められ、学友会規則の改正によって学友会の新聞部として位置づけられることになっ

た。

これらの総部および部には顧問として、各総部・部ごとに特別会員の中から各総部・部の推薦によって委嘱された総部顧問が置かれ、その上に事務局長、学生部長および総部顧問から互選された者3名、学生部参与から互選された者2名、特別会員の職員の中から互選された者1名からなる中央顧問が置かれていた。このほか、会長・副会長・中央顧問・中央執行委員で構成される協議会があり、学友会運営に関する重要事項の審議を行った。

(2) 学生運動の動向

1950（昭和25）年6月以降、コミンフォルムによる日本共産党の平和革命論批判と、GHQによる幹部の追放によって、共産党内部は従来の戦術で進もうとする主流派と批判を受け入れようとする国際派に二分された。この分裂は学生運動内部にも影響し、学生運動はこの二派に分かれて指導されるにいたった。九州大学では、この分裂は、旧制大学と新制大学という対応関係で起こった。すなわち、箱崎地区の旧制の学生はおもに主流派に従い、新制教養部の学生は国際派によって活動した。旧制課程の学生は、とくに六・三スト以後、政治的闘争を強く組むことなく、過激な行動はとらず、大学側とかなり協動的であった。一方、新制課程の学生は1950年10月のレッド・ページ反対スト、1951年9～10月の講和条約批准反対スト、1952年6月14日の破壊活動防止法反対ストなど、常に戦闘的に政治闘争を進めた。

1950年10月のレッド・ページ反対運動では、各分校で無許可学生大会が開かれ、試験拒否が提案された。しかし、前回の試験ボイコットは自分で後始末しなければならなかったため、今回は授業拒否を決議し、授業妨害・登校妨害を行った。また、このストの一環として、夜中に教室を釘付けにして翌日の授業を不能にさせようとする事件があったが、第一分校では守衛に発見されて未遂に終わり、第二分校では早朝に発見されて応急処置が取られた。

大学は春に続いて2回目のことであり、厳重な処分を行う必要があるとして、12月19日の評議会で処分を決定した。

1951年秋の講和条約批准反対運動では、第一分校では9月21日の学生大会が禁止されたため、これを抗議集会に切り換えようとしたが、学校側の抑止と校内まで来た武装警官の中止勧告によって散会した。第二分校では学校側の解散命令を無視して学生大会が続行され、22日および29日のストライキが決議された。29日には両分校で無許可集会が開かれ、10月31日にも両分校で学生大会が強行され、11月1日のストライキが決議された。このとき第一分校では18名が武装警官により検束された。11月1日のストライキは授業妨害を伴い、第二分校の市中デモ計画は警官によって阻止された。これらの一連の事件に対し、大学側は、11月8日の評議会で責任者として第一分校7名、第二分校4名、計11名の処分を決定した。

1952年の破壊活動防止法反対運動は、6月14日に行われた学部でのストライキと街頭デモに続いて、分校でも1週間遅れてストライキが行われた。さらに分校では、処分に反対して、7月7日から8日朝にかけて第一分校主事が学生に軟禁されるという事件が起こった。事件解決を配慮して8日午後開かれた第一分校教官会議は、「第一分校としては処分案は出さない」と決定し、常任委員会も処分案を出さなかった。ところが8日の夜2名の学生が主事の自宅に投石し、うち1名が逮捕されるという事件が起こった。7月8日の評議会は、6月14日のストライキについて、法・文・経済・教育・理・工・農の責任学生8名を譴責・戒告の処分とした。このため、第一分校の責任学生についても、厳重な対応を行う必要があるのではないかとの意見が出され、3名の学生の放學を決定した。九州大学の学生運動は、この破壊活動防止法反対ストを画期に一時期沈滞に向かっていった。